

平成 20 年（ワ）第 1978 号 ウイルス性肝炎患者の救済を求める全国 B 型肝炎  
訴訟・九州訴訟損害賠償請求事件

原 告

被 告 国

## 意 見 陳 述 書

平成 20 年 9 月 24 日

福岡地方裁判所 民事第 2 部 御中

原告ら代理人弁護士

柳 優 香

### 1 はじめに

今回の裁判で、国は「父子感染」の主張をしています。

すなわち「原告らは、予防接種ではなく B 型肝炎ウイルスキャリアの父親との接触により感染した可能性がある」と言うのです。

この主張が、いかに不当なものであるかについて意見を述べます。

### 2 国の主張の内容

まず、最高裁は、平成 18 年の判決において、B 型肝炎ウイルスキャリアとなる主な原因として、幼少期に受けた予防接種の際の注射器の回し打ちの他、B 型肝炎ウイルスに感染している母親の妊娠・出産時に子どもに感染する「母子感染」、及び、幼少期に受けた輸血があると認定しています。そして、母子感染も幼少期の輸血も否定された場合、予防接種の際の注射器の回し打ちが原因であるとして、「父子感染」を含む、B 型肝炎ウイルスの感染者に接触することによる感染の可能性を否定しています。

ところが、今回の裁判で、国は、①原告らは、父親から B 型肝炎ウイルスをうつされた可能性がある、したがって、父親の血液データも提出せよ、②このことは、最高裁平成 18 年判決後の新しい医学的知見であり、最高裁判決の前提にはなっていない、と主張しています。しかし、これらの主張には、次のような問題点があります。

### 3 国による争点の蒸し返し

第一に、国の父子感染の主張は、最高裁で既に解決済みの争点の蒸し返しにすぎません。

すなわち、前回の裁判でも、「父子感染」を含む、B型肝炎ウィルスの感染者に接触することによる感染の可能性を主張していました。

この点、昭和61年より実施された、B型肝炎ウィルスキャリアの母親の出産時に出生した子にワクチンを投与するという母子間感染阻止事業が開始されました。その結果、昭和61年以降に生まれた乳幼児に、B型肝炎ウィルスに感染する例がほとんど見られなくなりました。母子間感染阻止事業が実施されて以降に出生した乳幼児には、母親、父親を含めたB型肝炎ウィルス感染者が周囲に多数存在しているにもかかわらず、B型肝炎ウィルスに感染する乳幼児はほとんどいなくなったのです。したがって、もともと、B型肝炎ウィルス感染者との接触といった、母子感染以外の原因で感染する可能性はほとんどないことが実証されたのです。

最高裁は、この点をとらえて、「父子感染」を含む、B型肝炎ウィルス感染者との接触による感染の可能性を否定し、国の主張を一蹴しています。

このように、父子感染の可能性は、最高裁判決によって明確に否定されており、既に解決された争点の蒸し返しに過ぎません。

#### 4 国によるまやかしの証拠

第二に、国が、父子感染を立証するために提出している証拠は、全く価値のないまやかしの証拠です。

まず、国が証拠としている文献は、単なるアンケート調査結果に基づくものにすぎません。アンケート調査の対象となった症例数が適正かどうか、父子感染とされる症例が本当に父子感染なのかどうかについても、厳密に検証されていません。

それにもかかわらず、国は、このような文献を、確実な根拠に基づくものであるかのように主張し、まるで、父子感染の可能性が高いという医学的知見が確立しているかのように事実をねじ曲げているのです。

また、国は、今回提出している文献は、最高裁判決後に発表されたものであり、父子感染の可能性は新しい医学的知見であると主張していますが、そのようなことはありません。

国が提出している文献の中で引用されている論文は、最高裁判決より約20年前に発表されたものなど、古いものばかりです。古い論文や古いデータの都合のよいところだけを抜き出して、あたかも新しいデータであるかのように、まとめ直したものにすぎないのです。

前回の裁判の時点で知っていたはずのことを、知らないふりをして持ち出して、原告や裁判所を欺こうとしているとしか思えません。

#### 5 国の主張の矛盾

第三に、国の父子感染の主張は、矛盾しています。

すなわち、厚生労働省が作成し、公表している「B型肝炎について（一般的なQ&A）」には、一定のことに注意していれば、「家庭の日常生活の場でHBVに感染することはまずあり得ないとされています。」と記載されています。それにもかかわらず、国は、裁判で父子感染の主張をしています。

国は、裁判外では、父子感染はまずあり得ないとしつつ、裁判上では、父子感染の主張をするという矛盾した態度をとっているのです。このような無責任で場当たりの態度をとって恥ずかしくないのでしょうか。

さらには、父子感染の主張は、「B型肝炎患者と一緒にいたらうつる。」という誤った知識を国民に植え付け、差別・偏見を助長するものとも言えます。正しい情報、知識を国民に提供し、国民の人権を守る立場にある国が、このような差別・偏見を助長する主張してよいのでしょうか。特に、B型肝炎に関しては、「B型肝炎について（一般的なQ&A）」の中で、「国民への正確で新しい情報提供を行うよう努めてまいります。」と明言しているはずですが。

国は、自らの立場、自らの主張の意味を考え、直ちに態度を改めるべきです。

## 6 最後に

B型肝炎ウィルスに感染した原因が、集団予防接種の際の注射器の回し打ちによるものである、という最高裁判決は、前回の裁判の原告らが、病に冒されながらも、約17年という長い歳月をかけて、やっとの思いで勝ち取ったものです。国による父子感染の主張は、このような原告らの思いを踏みにじり、既に最高裁で認められた責任を逃れ、被害者の救済を放置しようとする卑劣なものです。

私は、この裁判に参加し、B型肝炎患者のみなさんに関わっていく中で、B型肝炎ウィルスが命をも奪う恐ろしい病であり、こうしている間にも日々病が進行していること、何の落ち度のないみなさんが、国の政策によって人生を狂わされ、怒りや悲しみなど様々な思いを抱えながら生きていることなどを知りました。

原告らは、今まさに病に冒されており、一刻の猶予も与えられていません。日々進行していく病を抱えながら、命がけでこの裁判に参加しているのです。いたずらに争点を増やし、裁判を長引かせるだけの主張は、即刻撤回すべきです。

裁判所におかれましても、国の不当な主張に惑わされることなく、迅速な審理をお願いいたします。

以 上